

阪神・淡路大震災

震災の概要と税関庁舎の被害

平成7（1995）年1月17日05時46分、兵庫県淡路島北部を震源としたマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生しました。後に「阪神・淡路大震災」と命名されたこの地震による被害は、死者約6,400名、負傷者約43,000名、住宅全半壊約25万棟という極めて深刻なものでした。

税関においても兵庫県を管轄している神戸税関の各庁舎に大

日本最大のコンテナ港であった神戸港から外国貿易船が消えた-

震災前の神戸港は、日本で最大のコンテナ港であり、世界でも有数の貿易港でした。しかし、震災により状況は一変しました。港湾施設の被害は甚大であり、外国貿易船が停泊するための岸壁に亀裂や陥没が生じ、コンテナを船から積卸すためのガントリークレーンが損壊するなど、コンテナ港としての機能の大半を失ってしまいました。神戸港の公共岸壁126か所のうち、使用可能な岸壁はわずか9か所のみであり、特に23か所あるコンテナパース（コンテナ専用船を停泊させ荷役などを行うための構内の所定の場所）は全滅し、神戸港から外国貿易船が姿を消しました。



倒壊したガントリークレーン



地面に亀裂が生じている岸壁



神戸ポートタワー付近岸壁(写真提供:神戸市)



液状化したポートアイランド(写真提供:神戸市)



阪神高速道路の倒壊(写真提供:神戸市)

神戸外郵出張所(神戸港郵便局)
倒壊寸前のため立入禁止となった

摩耶埠頭出張所 地面、階段に亀裂が入っている

きな被害があり、建物の柱が損傷したことによる倒壊の危険から、神戸外郵出張所（神戸港郵便局）と麻葉探知犬管理センターは仮庁舎へ、東灘出張所と摩耶埠頭出張所（一部）は、六甲アイランド出張所内への緊急移転を余儀なくされました。神戸税関本関は、幸いにも大きな倒壊はなかったものの、地盤沈下による段差、柱や壁のひび割れ、壁の剥離などの損傷がありました。

震災直後の税関での業務体制

通関業者などの関連業界も事務所や倉庫の倒壊、交通アクセスの遮断などにより、通常通りの業務を行うことが困難となりました。税関は、本来の申告先官署で通関手続が困難な場合は本関で対応し、関係書類の提出は、通常原本が必要なものを FAX による送付やコピーで対応するなど弾力的な取扱いとしました。また、震災により被災した輸入貨物に係る関税等の減税及び戻し税の取扱いについては、貨物の変質・損傷の程度の認定方法や手続をできるだけ簡素化し、提出書類も一部省略するなど弾力的に処理しました。

税関も被災する中、業務に必要な機器の被害状況や職員の出勤状況を踏まえ、緊急貨物を始め、一般貨物の通関についても可能な限り対応しました。

神戸港の復興に向けて

震災の影響により、定期航路として神戸港に入港していた外国貿易船は、横浜港、東京港、大阪港へと航路を変更していました。平成7（1995）年1月に入港した外国貿易船は、前年同月に比べ56%も減少し、神戸港に外国貿易船が一刻も早く戻ることが、神戸港の復興にとって必要不可欠でした。神戸税関は、神戸港の復興対策を早急に進めるため、平成7（1995）年1月25日に神戸市により設置された「神戸港復興対策連絡会議」に参画しました。

「神戸港復興対策連絡会議」1月25日設置

事業内容 ① 神戸港関係業界の現状の把握と復興に伴う共通課題の検討
② 港湾施設等の復興状況に関する情報交換
③ 神戸港の復興に伴う連絡調整
④ その他目的を達成するために必要な事業

通関業の営業についての特例措置

神戸港から大阪港へ航路変更となった船の貨物を通関するため、神戸税関は震災の特例として、神戸税関管轄内の通関業者が大阪税関管轄内でも通関業務を行えるよう臨時方針を打ち出しました。具体的には、「神戸税関の通関免許では大阪税関管轄で営業はできないところ、新たに大阪税関に対して免許手続を行うと、暫定的に6か月間有効の通関免許を受けられる」というものでした。

神戸市港湾局へ提言

日本最大のコンテナ港であった神戸港を早期に復興させるためには、港湾施設の復旧整備はもとより、神戸港の関係者が力を集結して種々の施策を積極的に推進することが必要であるとの考えから、次の3項目について、3月2日、税関長から神戸市港湾局長あてに文書で提言しました。

- ① 荷役の24時間体制を確立すること
- ② 仮復旧した港湾施設の効果的活用を図るべく、船会社や関連業界に対し、ローロー船、ギヤ付船等の誘致を積極的に働きかけていくこと^(※)
※ガントリークレーンなどの港の施設がなくても貨物の積卸しができよう、トラックなどの自走車両を載せるローロー船や船にクレーンなどが備え付けられているギヤ付船を誘致しました。
- ③ 特に阪神間において海上輸送のメリットを最大限活用した国内輸送体制の確立を図ること

荷役の24時間体制導入への対応

4月末から、暫定復旧したコンテナパースを効率的に運用するため、神戸港のコンテナターミナルでは、24時間荷役作業を行うこととなりました。今では、港湾における荷役作業は1月1日を除き364日24時間実施されていますが、当時は国内港初の試みで2年間の暫定措置でした。神戸税関は、海上貨物の通関業務や保税業務を対象に、平日の17時から22時、休日の8時30分から17時の間においても本関に職員を配置し、業務を受け付けました。

復興宣言とその後

神戸港は、震災により未曾有の被害を受けたものの、関係者が一丸となって復興に取り組んだ結果、震災発生からわずか2年後の平成9（1997）年に、神戸市は「神戸港復興宣言」を発表しました。震災によって、神戸港を抜港していた外国貿易船

も徐々に戻り、復興宣言時には、震災前の約8割まで戻ってきました。令和4（2022）年には、神戸港は、横浜港、名古屋港に次ぐ3番目の入港隻数を誇る港となっています。

本関庁舎(2代目)に懸垂幕を掲げ、市民にエールを送っていた(平成7年2月)
「示せ開港 めざせ復興」

阪神・淡路大震災から20年目の平成27（2015）年、神戸で生まれた震災の教訓や知恵を集め、多くの人に発信する「震災20年神戸からのメッセージ発信」プロジェクトにおける取組から『BE KOBE』のロゴマークが生まれました。

このロゴマークには、「神戸の様々な魅力の中で、一番の魅力は人である」という思いが込められており、神戸開港150年を記念して、平成29（2017）年にモニュメントが設置されました。（参照：BE KOBE ホームページ (<https://bekobe.jp/>)）



東日本大震災

地震発生と職員の避難

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分。
三陸沖を震源地とする国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震が発生しました。
地響きをともなう激しい揺れと巨大な津波が町を襲い、沿岸にある税関官署にも甚大な被害をもたらしました。
函館税関八戸税関支署では、津波により八戸港湾合同庁舎 1 階の支署事務室が浸水し、押し寄せてきた土砂や瓦礫により使用不能になりました。
横浜税関仙台空港税関支署では、地震発生後の 1 時間後、滑走路まで到達した津波が濁流となって空港ビルの 2 階近くの高さまで押し寄せ、3 階に避難した職員や空港利用者は一時孤立状

業務の継続と緊急的な対応

函館税関と横浜税関が管轄する東北地方と関東地方の太平洋沿岸にある税関官署が被災し、津波で水没した庁舎は使用できず、業務の継続が困難な状態になりました。
しかし、職員は、避難所生活を送りながらも税関業務の早期再開に努め、一部の官署では合同庁舎の会議室や避難所の一角を間借りして業務に対応しました。また、被災により使用不能となった官署の業務を他の官署に振り替えて処理する対応も始めました。



気仙沼出張所(気仙沼合同庁舎)



八戸税関支署事務室



石巻出張所事務室



仙台空港税関支署駐車場



態となりました。
横浜税関では災害用として配備していた衛星携帯電話と災害時優先電話により、16 時 50 分には一旦、出勤職員全員の安否が確認できましたが、その後、再度職員との連絡が取れない状態になりました。
職員は沖から迫ってくる津波から逃れるため庁舎から退避し無事でしたが、携帯電話の通信網が遮断され、安否確認が取れない日が続いていました。
過去に経験のない災害でしたが、3 月 15 日までに函館税関、横浜税関の職員全員の無事が確認されました。

被災地以外の税関でも対応

被災地から離れた横浜税関本牧埠頭出張所は、災害当日、出張所周辺一帯の停電により NACCS が停止し、夜間まで懐中電灯の明かりを頼りに手作業で通関処理を行いました。
また、震災による施設点検のため、成田空港や羽田空港の滑走路が一時閉鎖されたことで別の空港に着陸した国際便への対応や海外から到着した救援物資の迅速通関など、国難を乗り越えるために税関としてできることは積極的に取り組みました。



停電の中、書類審査を行う本牧埠頭出張所職員

地震発生後の関税局による対応

「財務省として国民のためにできることがあれば、何でもやりたい。そのために各局で知恵を出してほしい。」
地震発生後、財務省内に災害対策本部を設置し、その会議の場で述べられた野田佳彦財務大臣(当時)の指示です。
関税局においては、被災地における関税の申告納付などの期限延長や通関にかかる許可手数料の軽減措置を発表し、今後予想される海外からの救援物資が一刻も早く被災地に届けられるよ

税関監視艇による支援活動

大地震により被災地までの陸路が寸断される中、「財務省ができること」として、税関が保有する監視艇を支援物資の輸送に活用することを決めました。
3 月 18 日以降、函館税関監視艇「はこだて」、同監視艇「神威(かむい)」、東京税関監視艇「つばさ」、神戸税関監視艇「お

輸送日	監視艇	支援物資の内容	輸送・引き渡し先
3月21日	「つばさ」「おき」	税関が備蓄していた災害用物資(合計約3.5トン)	新潟港、境港で物資を積載のうえ出港、函館港に到着後、陸路で釜石市まで輸送し、引き渡しました。
3月24日	「はこだて」「つばさ」「おき」	余市商工会議所(北海道)からの支援物資(合計約1.5トン)	函館港から大湊港まで輸送し、海上自衛隊に引き渡しました。
3月30日	「つばさ」「おき」	函館市からの支援物資(合計約3トン)	函館港から久慈港まで輸送し、久慈市、洋野町、野田村に引き渡しました。
5月11日	「はこだて」「神威」	①函館市市民の会「被災地の子供たちへ絵本を送ろう!」函館プロジェクトからの絵本・児童書48箱(約900冊) ②函館税関職員が提供した靴下、下着類、缶詰など35箱、札幌国税局が保有するレトルト食品	①函館港から久慈港、釜石港、大船渡港まで輸送し、久慈市、釜石市、大船渡市に引き渡しました。 ②函館港から大船渡港まで輸送し、大船渡市に引き渡しました。

復興への支援策

平成 23 (2011) 年 5 月 30 日、関税局は、被災地域における貿易・物流の円滑化・活性化による復興を推進し、社会経済の再生と国民生活の再建を図るため、これまでの措置に新たな支援策を追加した「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」を発表しました。
この支援策は、1. 被災地域の貿易活性化、2. 被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減、3. 被災地域における税関手続の弾力的対応の継続、4. 被災地域における申告・納付等の期限の延長等の 4 項目で構成されています。



「つばさ」からトラックに支援物資を積み替えている様子
物資輸送のため函館港から大湊港へ向け出港する監視艇 3 艇



港湾の被害状況(釜石港口防波堤)
絵本・児童書を「神威」に積み込む様子

う、関税、消費税等を免除し、一部書類の提出を省略するなど、税関手続を簡素化しました。
また、救援物資を積載して入港した外国貿易船の手続や地震により影響が出ている貨物(損傷や亡失など)の手続も簡素化するなど、東日本大震災により生じた被害に対して柔軟な対応措置を講じました。

き」が東北地方の港まで支援物資を輸送し、市町村や海上自衛隊に引き渡しました。
そのほか、三陸北部海域における海上浮遊物の情報や港湾の被害状況の情報を収集し、第二管区海上保安本部へ提供しました。

この支援策には、外国貿易船が接岸する岸壁に他所蔵置(保税地域以外の場所に外国貨物を置くこと)を許可すること、貨物を保税地域に入れずに外国貿易船やはしけに積み込んだ状態での輸出入申告(本船扱い、ふ中扱い)を認めること、輸入者から税関へ事前に照会があった関税分類や関税評価に関する事前教示回答書の有効期限(3年)を延長できること、その他手続面の簡素化、手数料の免除などが盛り込まれ、関税局・税関においては、税関手続に関する弾力的な対応を通じて復興支援に取り組んできました。

5 月 30 日発表 「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」	
1. 被災地域の貿易活性化	3. 被災地域における税関手続の弾力的対応の継続
① 岸壁等における他所蔵置の許可の弾力的な運用	① 利便の良い税関官署での手続(3月13日措置済)
② 本船扱い及びふ中扱いの弾力的な運用	② 損傷等があった貨物に係る手続の簡素化(3月12日措置済)
③ 閉港基準の適用除外	③ 亡失した貨物に係る手続の簡素化(3月14日・4月7日措置済)
④ 総合保税地域の許可基準の弾力的な運用	④ 保税台帳を紛失した場合の手続の簡素化(4月7日措置済)
2. 被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減	⑤ 保税地域以外の場所に貨物を置くことの申請の簡素化(3月14日措置済)
① 通関関係書類の電子的提出	⑥ 原産地証明書の提出猶予(3月15日措置済)
② 税関検査に係る輸出入者等の負担軽減	4. 被災地域における申告・納付等の期限の延長等(3月15日措置済)
③ 事前教示回答書の有効期限の延長	① 申請等の期限延長
④ 保税地域の許可期間の更新手続の負担軽減	② 被災貨物に対する指定地外検査手数料の還付又は免除
	③ 証明書交付手数料の還付又は免除
	④ 保税地域許可手数料の還付、軽減又は免除